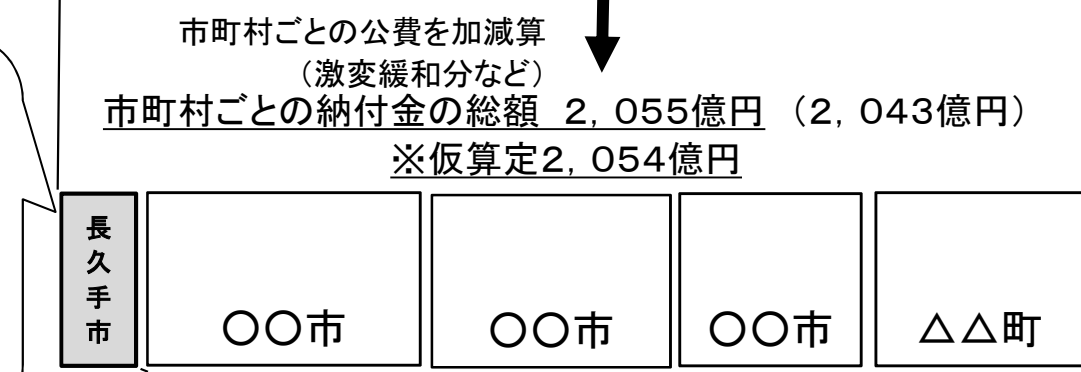


()内は令和5年度の額

県全体で、保険給付費等を推計し、公費等を加減算して、市町村に割り振る納付金の総額を算出

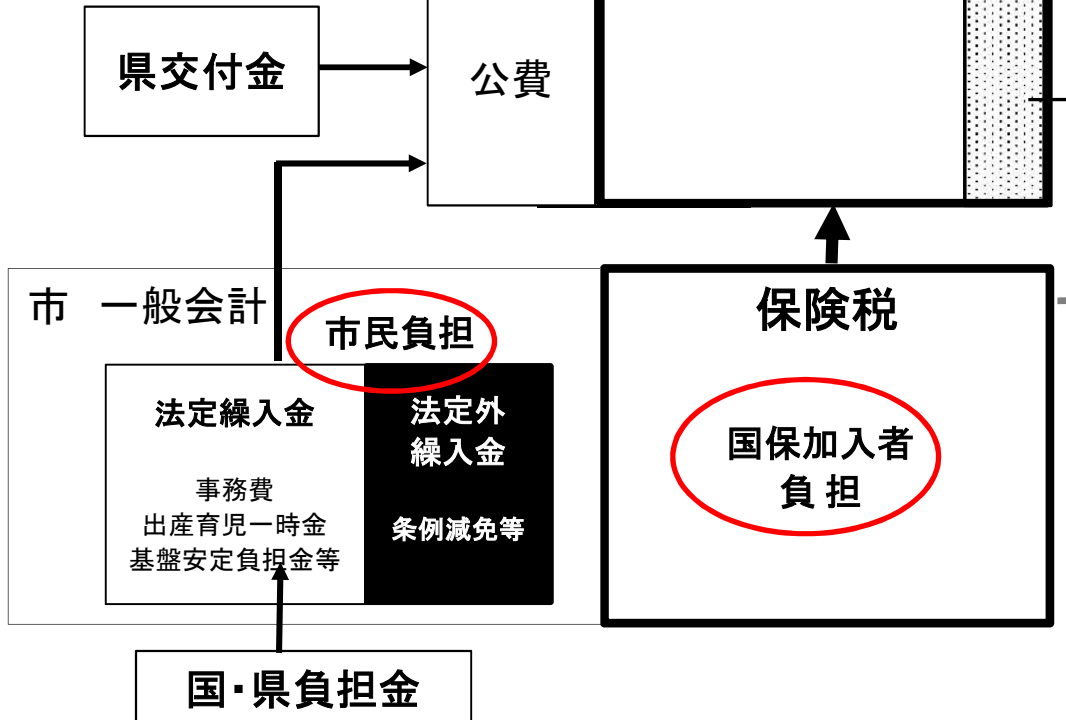
市町村ごとの「被保険者数」と「所得水準」で按分し、それぞれに「医療費水準」を反映することで、長久手市の納付金の額を算定

愛知県全体の保険給付費(医療費)等を推計 5,330億円 ※仮算定5,352億円(5,312億円)		
納付金算定基礎額	2,133億円 (2,119億円) ※仮算定2,132億円	公費負担
		前期高齢者 交付金



長久手市の納付金算定に係る県内シェアの変化
被保険者数
(0.006337) → 0.006278
所得水準
(0.007552) → 0.007548
医療費水準
(0.866892) → 0.870742
※仮算定0.870686

納付金 **14億52万円**
※仮算定14億9万円
(14億483万円)



納付金の支払や保健事業等の実施に必要な保険税収納額

保健事業費、出産育児一時金、葬祭費など保険税で賄う給付

市町村標準保険料率を参考にして、市の条例で保険税率を決定、賦課・徴収する

★本算定と仮算定を比較し、標準税率は、所得割12.72%→12.58%、均等割54,600円→53,900円、平等割34,900円→34,500円と全て減となった。これは、市が、国や県から交付される交付金(公費)が増となったため。

★令和6年度納付金本算定について
○仮算定からの変更点
①歳出保険給付費の算定に、国が示した診療報酬改定率(0.9988)を反映した。
②こどもの地方単独事業減額措置廃止の影響による県への歳入増を、県全体として納付金に反映した。
③普通調整交付金などの、県が歳入する交付金が国からの通知により減ったことを反映した。

・本市の仮算定と本算定の差額は、43万円の増額であった。
増額理由は、上記変更点③により、県が国から受ける交付金が仮算定時と比較して減額になり、各市町村からの納付金が増額となった。